

平成26年3月10日制定

令和5年3月31日更新

いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立神山小学校）

原稿

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷付いています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員に以下のメンバーを加えて組織する

PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、子ども家庭センター臨床審理士

学校教育相談員・御殿場警察署員

3 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

①道徳教育

計画的に道徳教育を推進する。児童の実態に合わせた授業を行う。

②人間関係づくりプログラムの実施

静岡県教育委員会の「人間関係づくりプログラム」を利用し授業を実施。必要に応じて学級又は個人にソーシャルスキルトレーニングを実施し、子供たちが望ましい人間関係を築くための支援を行う。

③交流教育の推進

3年生から6年生までの4年間を通して交流を推進し、相手の立場に立った思いやりの心を育てる経験を積み重ねていく。

- ・3年生から5年生まで、県立特別支援学校の同学年の児童と交流を重ねる。
- ・復生病院のホスピス利用者や病院関係者を交えた交流を4年生で実施。
- ・国立駿河療養所の利用者との交流を6年生で実施。

2) 子供の自主的活動の場の設定

①集団登校

通学区児童会の支部別に実施している。縦割りの組織を生かし、上級生が下級生の面倒を見たり、世話をしたりすることを通して、子供たちのより良い人間関係づくりを支援する。

②ペア活動

1年間を通して、児童会のペア活動の時間を共にするペアを決める。異年齢のペアで一緒に遊んだり、読み聞かせをしたりすることを通して上級生が下級生の児童を思いやったり、助けたりする経験を重ねることで、思いやりの心を育てる。

3) 保護者や地域への啓発

①PTA総会での周知

・「いじめ防止対策委員会」、「拡大いじめ防止対策委員会」

②地域ボランティアとの連携

・登下校時の状況で気になることに関する情報の提供を依頼。

(保護者、安全・安心・ふれ愛神山見守り隊会員)

4) いじめに関する教職員の研修

①人権教育に関する研修

いじめを人権教育としての意識を持ち指導に当たるために人権教育を推進する。

②児童理解、教育相談に関する研修

いじめの背後にある、子供たちの人間関係を知り教員が介入できる関係を築くために、教育相談（カウンセリング）の研修を継続する。

③人間関係づくりに関する研修

学級づくりのための研修。学級の状態を読み取り、要支援児童の早期発見、早期対応に備える。

④情報モラルに関する研修

個人情報の管理、SNS やオンラインゲーム上での誹謗中傷、課金等、インターネットによるトラブルの未然防止や早期対応のための研修。情報担当と連携し、必要に応じて外部講師を招聘して行う。子供たちに iPad 等の適切な使い方を指導できるようにする。

5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

a 毎月月末に実施（市教委との連携）

b 実施後集計し、集計結果を基に必要に応じていじめ防止対策委員会で対策を検討する。

②担任による教育相談の実施

a 毎月1回実施（第4月曜日に「教育相談日」として実施）

③SCによる教育相談の実施

6) いじめに対する措置

① いじめの情報を受けた際、直ちに委員会を開く。迅速に事実確認を行いその結果を市教委に報告する。

② いじめが確認された場合は、いじめをやめさせること、いじめの再発防止のため、学校内の対策委員会等の組織で対応する。必要に応じて、心理、福祉的な専門家の協力が必要な場合は、いじめを受けた児童、保護者、いじめを行った児童、保護者に対して、指導、助言を行う。

③いじめられた児童への配慮

いじめられた児童が安心して学校生活が送れるようにするために、学習場所、その他の活動場所への

配慮、一人にさせない等の人的配慮を行う。

いじめを受けた子供の保護者と、いじめを行った保護者の間で争いが起ることがないように、いじめに関する情報を双方の保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。

④いじめた児童への処置

校長及び教員は、いじめを行った児童に対して、教育上に必要があると認めたときには、人格の成長のために懲戒を加えることもある。

7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供します。

②各対応

a 児童対応（担当：主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任）

・臨時全校集会等の開催

b 保護者対応（担当：教頭）

・臨時保護者会の開催

c 報道機関対応（担当：教頭）

個人情報保護に配慮し、正確で一貫した情報提供を行う。断片的な情報で、誤解を与えたりしないように十分留意する。また、自殺については、連鎖の可能性を踏まえ報道の在り方に特別な注意を要する。

d 警察対応（担当：教頭）

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察に相談し、連携して対応していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求めていく。

8) その他

①見直し・変更・追加等について

- ・平成28年12月22日改定 アンケートの回数を毎月に変更
- ・令和4年3月31日改定 情報モラルに関する研修追加
- ・令和5年3月31日改定 研修、アンケート内容の精選